

(あて先)		バリアフリー改修が行われた住宅等に対する固定資産税の減額申告書 (地方税法附則第15条の9第4項又は第5項の規定に係る申告書)	
榛東村長		申告年月日	年 月 日
納税義務者	住所		
	氏名	印	
	電話番号		

このことについて、榛東村税条例附則第10条の2第7項の規定により申告します。

申 告 事 項				
家屋の所在地	榛東村大字			
家屋番号		家屋の種類及び床面積	専用住宅 (区分所有含む)	併用住宅 ()内は住宅部分の床面積
構造	造		m ²	m ² (m ²)
家屋の建築年月日	年 月 日	家屋の登記年月日	年 月 日	
改修が完了した年月日	年 月 日	減額措置適用要件に該当する居住者の状況(次のいずれか)	左記に該当する居住者の氏名	
①バリアフリー改修工事に要した費用	円	65歳以上の者		
②居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費給付金、補助金等	円	要介護認定者又は要支援認定者		
③差引金額(①-②) <small>(30万円以上かかったものが対象となります)</small>	円	障がい者		
改修工事が完了した日から3か月以内に申告することができなかった場合はその理由				
○本減額制度適用のため、この申告書並びに添付書類の記載内容を審査する際、固定資産税担当課が榛東村役場の各部署、関係機関にて確認することに				
<input type="radio"/> 同意します <input type="radio"/> 同意しません				
※ 該当するものを○で囲んでください。なお、同意されない場合、審査を行う上で添付書類以外の書類が必要となった際、その都度提出していただくこととなります。				

※「対象となる工事の内容」「添付書類」については裏面をご覧ください。

平成19年1月1日に所在する住宅(賃貸住宅を除く。)のうち、人の居住の用に供する部分(併用住宅の場合、居住部分の割合が延床面積の2分の1以上であること)において居住安全改修工事(一戸当たり工事費自己負担額30万円以上)が行われ、特定居住部分に高齢者等が居住しているものについて、改修家屋全体に係る固定資産税の税額を3分の1減額する。減額は当該改修完了日の翌年1月1日を賦課期日とする年度分から床面積100㎡を上限に適用する。	
〔バリアフリー改修工事の完了時期〕	〔減額期間〕
平成19年4月1日～平成25年3月31日	1年間

(対象となる改修工事の内容)

- 1 介助用の車いすで容易に移動するため通路又は出入り口の幅を拡張する工事
- 2 階段の設置(既存の階段の撤去に伴うものに限る。)又は改良によりその勾配を緩和する工事
- 3 浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 入浴又はその解除を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事
 - ロ 浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事
 - ハ 固定式の移動台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする工事
 - ニ 高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具と取り替える工事
- 4 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事
 - ロ 便器を座便式のものに取り替える工事
 - ハ 座便式の便器の座高を高くする工事
- 5 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事
- 6 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事
(勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。)
- 7 出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事
 - ロ 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事
 - ハ 戸に戸車その他のとの開閉を容易にする器具を設置する工事
- 8 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事

(添付書類) ※印のものについては、建築士、登録性能評価機関等発行の証明書で代用可能

- 改修工事にかかる明細書(改修工事の内容及びその費用が確認できるもの)※
- 改修工事箇所の写真(改修完了前及び完了後のもの)※
- 領収書(改修工事費用の支払いが確認できるもの)
- 補助金等の明細の写し

居住者の方が要介護及び要支援認定者、又は障害者の場合

- 介護保険被保険者証等の写し
- 身体障害者手帳、精神障害者保険福祉手帳、戦傷病者手帳等またはこれらにかわるものの写し

(その他)

- この制度により減額を受けることができるのは1戸につき一度限りです。
- 新築住宅の減額や、耐震改修工事の減額と同時に適用されません。ただし、省エネ改修工事による減額との同時適用は可能です。
- 土地についての減額はありません。

※ 必要に応じて現地調査をさせていただく場合があります。その際にご協力をお願いいたします。